

■「大阪 I R 広報企画運営業務」に関する質問回答書

NO	質問内容	回答
1	企画提案書ですが様式2の項目・内容に沿っていれば、別紙という形で、パワーポイント等、ワード以外の形式で作成しても宜しいでしょうか。	企画提案書につきましては、各項目のタイトルの記載があれば別紙の様式は問いませんので、ご質問の形で問題ありません。
2	企画提案に内容について、各項目のタイトルのみを残しパワーポイントデータのペーストする形で問題ないでしょうか。	
3	「主要駅等での広告」に「効果的に設定されているか。」「納得性のある数値等の根拠が示されているか」とありますが、ここでいう「効果的」「納得性」というのは人数等、何か具体的な指標がありましたらご教授願えないでしょうか。	ご質問における審査基準について、具体的な指標などは設けておりません。
4	年間スケジュールを組むうえで、本業務と連動すべきイベントや発表のタイミングがあれば、ご教授頂けないでしょうか。	現時点において、発注者から連動すべきと指示する予定のイベントやタイミング等はありません。 I R 推進局で実施するセミナー（年9回程度実施予定）等の情報については、別途情報提供します。
5	広告の掲出先などについては事業目的と照らし不適切な媒体・場所などに掲示されないようにすることとあるが、業種や指定サイトなどが具体的にあるのか、できる限りの対策でよいか、どちらでしょうか。	不適切な媒体・場所とは大阪府広告掲載基準（ https://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/koukoku/kijun.html ）に記載の業種、業者における媒体・場所等を想定しています。

NO	質問内容	回答
6	「IR推進局において～広報動画とポスターのデータを提供するので、これを活用すること」とありますが、掲出場所やターゲットによって動画やポスターデザインを変えても宜しいでしょうか。	提供するデータは必ず使用して、府内主要駅でのデジタルサイネージの放映とポスターの掲示を行ってください。但し、放映・掲載する駅や駅数、各駅での箇所数について指定はしていませんので、提供するデータを使用したうえであれば、受注者が新規に作成した広報物を使用してのデジタルサイネージやポスターによる広告を行っても問題ありません。
7	〔必須事項以外の追加の提案に際し、IR推進局において保有する広報物以外に、独自の広報物の作成等の提案があれば併せて提案すること。〕とありますが、必須広報場所のデジタルサイネージとポスターに関しては、ご提供データ以外の独自広報物の掲出は可能でしょうか？それとも必須広報場所のご提供データのみでの掲出になりますでしょうか？	
8	掲載期間は、～R6年3月31日までの期間で、より長く掲載できるもの、もしくは短期的な掲載なものの広報効果が高いもの等を企画検討してメディアプランを用意することでよろしかったでしょうか	お見込みのとおりです。
9	その上で、デジタルサイネージとポスターに求めることは、仕様書P3にある「多くの府民が広報物を目にすることができる」を踏まえて「リーチ数」（視聴数）と考えて相違ないでしょうか？	仕様書P2（1）広報関連で「最も多くの府民の目に触れ、大阪IRへの興味関心を喚起できるよう」と記載させていただいておりますとおり、単なる「リーチ数」のみならず、広告媒体の視聴時間なども踏まえて、効果的な提案をしてください。
10	仕様書P3、提案を求める内容にある、 ・デジタルサイネージ・ポスター以外において効果があると想定する媒体（車内広告、ラッピング広告等）があれば加えて提案すること。 ・必須事項以外の追加の提案に際し、IR推進局において保有する広報物以外に、独自の広報物の作成等の提案があれば併せて提案すること。 は、仕様書P4、④その他広報活動とは別に企画検討するものでしょうか？（つまり、④その他広報活動は、あくまでもイベントの企画）もしくは、重複して企画検討してもいいのでしょうか？	「（1）－①主要駅等での広告」の追加提案分については、仕様書記載のとおり、車内広告、ラッピング広告やそれに類似するものを提案してください。 「（1）－④その他広報活動」では、仕様書の（1）－① ～ （1）－③に該当しない広報活動の提案を求めており、（1）－①と重複する提案は認めません。 なお、（1）－④についてはイベントに限定するものではありません。
11	車両広告を実施する際、大阪府内以外に京都・兵庫・奈良・和歌山・滋賀各県を車両が走行することに問題はありますか。	問題ありません。

NO	質問内容	回答
12	ポスター掲示（必須）に関して、ポスターサイズの指定はございますか。また、ポスターは駅や車両での活用が想定されますが、いずれも問題ないでしょうか。	サイズの指定はありません。 提供するポスターデータは縦型のB1、B2ポスターとして使用するために作成したものです。 なお、ポスターの掲示場所については、駅や車両での使用は問題ありませんが、大阪府広告掲載基準 （https://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/koukoku/kijun.html） に記載の業種、業者における媒体・場所等の使用はしないでください。
13	主要駅での広告について 15秒の縦型動画（1920×1080）：WMV形式、MP4形式 15秒の横型動画（1080×1920）：MP4形式 85秒の横型動画（1080×1920）：WMV形式 MP4形式ポスターデータ：A I 形式、P D F 形式 とございますが、こちらメディアプランの策定にあたり、放映・掲示する内容を把握する必要がある為、映像・デザインデータのご提供は可能でしょうか。	企画提案を作成するに際し、データが必要な方には別途提供いたしますので、「動画・ポスターデータ提供願：〇〇会社」と件名に記載のうえ下記メールアドレスに送付お願い致します。 メールアドレス：koho-OSAKAIR@gbox.pref.osaka.lg.jp
14	ポスターデータを使用してシート貼りをする広告媒体を、ポスター掲示として扱いご提案して問題ないでしょうか。	問題ありません。
15	SNS広告を配信する際にSNSアカウントが必要となりますが、こちらは新規で作成が必要でしょうか。既存で使用可能なSNSアカウントがあればご教授願います。	I R 推進局として広報用のアカウントは保有しておりませんので、使用予定の媒体においてアカウント作成が必要であれば、作成していただくことになります。
16	SNSアカウントは既にありますでしょうか？ ない場合は新規作成が可能でしょうか？	

NO	質問内容	回答
17	「クリック遷移先について、IR推進局のホームページ等を～」とありますが、新たにLP（ランディングページ）を作成する事は可能でしょうか。また可能な場合、貴所のサーバー内に設置させて頂く事は可能でしょうか。	I R推進局のホームページを遷移先として想定していますが、新たにランディングページの作成を妨げるものではありません。 その場合は、「（1）④その他広報活動」で提案してください。 ランディングページ用のサーバー等についてはこちらで用意できませんので、受注者で用意することとなります。 また、ランディングページの作成にあたっては、その内容等について発注者との協議が必要になります。
18	配信期間や時期を提案するにおいて、～R6年3月31日までの期間で、より長く掲載する、もしくは短期的な掲載なものの広報効果が高いもの等を検討しますが、R6年3月31日まで押しなべて掲載があるべきでしょうか？	配信時期や期間について提案事項としており、契約期間中押しなべて掲載せずに、期間限定の実施でもかまいません。 ご質問のように検討していただき、広報効果が最も高いと想定される提案を行ってください。
19	バナー広告のデザインビジュアルはご提供いただくポスターデータ（AI形式）の素材を利用して制作する理解でしょうか。	ポスターデータの使用を妨げるものではありませんが、バナー広告のデザインビジュアルについては、使用する広告媒体に応じて、広報効果の高いものを作成していただくことを想定しています。
20	「トゥルービュー広告（YouTube等での動画広告）は実施しない」とありますが、実施されない理由がございましたら、教えて頂けないでしょうか。	動画を視聴しようとしている際に割り込む形で表示されるため、本事業においては実施しないこととしております。
21	trueview広告（YouTube等での動画広告）は実施しないとありますが、動画広告をまったく利用しない理由をご教示いただけますか。	
22	仮にTwitterでフォロー＆リツイートキャンペーンを実施する場合、何らかのインセンティブ（抽選でギフト券やグッズなど）を出すことは可能でしょうか？	インセンティブを出すことは認めません。
23	メディアコンタクトについて、目標値等（月xx件、年xx件）は設定されていますでしょうか？	目標値等については設定しておりません。

NO	質問内容	回答
24	本業務の主目的は「広い府民を対象に…」とされていますが、メディア誘致の際の対象メディアは、大阪（広域関西圏）メディアを中心に想定して良いでしょうか？ それとも、在京メディアも主要なターゲットとして想定されていますでしょうか？ （それによって、メディア誘致にかかる諸経費（交通費、宿泊費等）が変わるためです）	東京のメディア利用を妨げるものではありませんが、本業務は広い府民を対象としておりますので、府民に対する広報効果の高いメディアに対して実施していただくことを想定しています。
25	メディア誘致の実施にあたって、前年度の実績（誘致媒体、掲載実績等）を共有いただくことは可能でしょうか？ （実施にあたって、すでに本案件についてリレーションのあるメディアなのか、それとも全くリレーションのないメディアなのかを確認したいためです）	I R推進局としてのメディア発信は、大阪府・大阪市の報道発表を通して行っております。 その他、取材を受けメディアに取り上げられることもあります。その実績を整理しているものではありません。
26	現時点で、令和5年度内に報道関係者向けに予定されているPRコンテンツ（PRネタ）はありますか？ 例）報道関係者向けにプレスリリース等で情報発信するコンテンツ、記者発表会などプレス向けイベントの実施 等	現時点において、報道関係者向けに予定しているPRコンテンツについてはありません。 I R推進局で実施するセミナー（年9回程度実施予定）等の情報については、別途情報提供します。
27	効果測定の部分で、インターネット広告の調査・分析のため、大阪IRのトップページにアクセス解析を導入することは可能か。	大阪府のホームページにアクセス解析を導入することはできません。
28	「10月頃の納品を予定しており」とありますが、10月頃に必要理由がございましたら、教えて頂けないでしょうか。	下半期に実施するセミナー等に活用することを想定しているために10月ごろの納品としています。

NO	質問内容	回答
29	素材（イメージCGなどの資料映像、画像）はどの程度支給いただけますでしょうか？	I R推進局で作成した、動画・ポスター・パンフレットで使用している素材については基本的に提供可能です。 実際の広報物の作成時には、使用方法（画像の切り取り方等）も含め協議することとなります。 パンフレットは大阪IRのホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-kikaku/kouhousitou/）に掲載しています。 企画提案を作成するに際し、動画、ポスターのデータが必要な方についてはNO.13に記載の方法でメールを送付してください。 大阪 I R のホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/osakair/index.html）や区域整備計画などをご参照ください。また、公聴会やパブリックコメント等における大阪府・市の考え方などもご参照ください。 説明動画は、広報動画のような短尺のものではなく、大阪 I R についてわかりやすくまとめて説明する動画であるため、広告に使用する想定はしていません。 しかしながら、仕様の要件を満たしつつ広告に使用できるものであるのであれば、主要駅等での広告の独自の広報物として使用することを妨げるものではありません。 イラストやアニメーションでも問題ありません。
30	「I R の誘致に向けて」動画の素材（例えば、イメージ図など）利用は可能でしょうか？ https://www.youtube.com/watch?v=GxTfIGzdMds	
31	既存の動画や画像素材で提供いただける素材はございますか？素材がある場合は、どのような素材かを確認することは可能ですか？	
32	仕様書P6、提案を求める内容、「～その他府市の考え方」を案内願えますでしょうか？	
33	広報関連の主要駅等での広告は、大阪IR推進局さまで作成している広報動画とポスターを使っておこない、新しく制作する動画は主要駅等での広告には使用されない想定ですか？	
34	新しく制作する動画は、撮影をおこなわずイラストやアニメーションでも良いですか？	

NO	質問内容	回答
35	吉村知事、松井市長の出演は可能でしょうか？	説明動画は知事や市長の任期等に左右されず、継続使用することを想定しているため知事・市長の出演は想定しておりません。仕様書の「期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができるものとする」（※）に沿って提案してください。 しかしながら、知事・市長の出演により使用期間等一部に制限が生じたとしても、提案内容にインパクトがあり、合理的な納得が得られると考える場合は、<u>追加で別案として提案することも可能とします</u>。なお、当該提案事業者が最優秀提案者となった場合でも、知事、市長の出演を確約するものではなく、動画の内容等については発注者と協議が必要となります。 なお、当該提案事業者が最優秀提案者となった場合も、動画の内容等については発注者と協議のうえ、契約時に仕様書の該当場所（※）も含めて契約の内容を決定します。
36	動画の使用期間、媒体については変更不可でしょうか？それとも提案次第で変更できる可能性はありますか？ （期限無し、オール媒体という条件でのタレント出演交渉が難しいため）	説明動画は本業務終了後も継続使用していく想定をしており、仕様書の「期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができるものとする」（※）に沿って提案してください。
37	新しく制作する動画は、期間の制限なく無償であらゆる媒体、手段・方法で公表できるようにする。成果品は大阪IR推進局さまに、著作権は帰属することとなっており、契約期間終了後、発注者が成果物を使用するにあたって著作権使用料が別途発生する場合には、委託金額内に含めるとあります。こちらは、大阪IR推進局さまで無期限で使えるようにするということが宜しいでしょうか？	しかしながら、期間や媒体など一部に制限が生じるが、提案内容にインパクトがあり、合理的な納得が得られると考える場合は、その理由とともに制限を明記したうえで<u>追加で別案として提案することも可能とします</u>。ただし、その場合も使用期間は3年間は確保することを必須とします。 なお、当該提案事業者が最優秀提案者となった場合も、動画の内容等については発注者と協議のうえ、契約時に仕様書の該当場所（※）も含めて契約の内容を決定します。

NO	質問内容	回答
38	「広報戦略の策定にあたっては効果測定の結果を踏まえたうえで行うこと。」とありますが、広報戦略の素案が8月末提出、令和5年度の効果測定の間接報告が10月末のため、素案の段階ではその時点での効果測定を踏まえる形でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
39	前年度も広報活動の効果測定を行っている場合、広報戦略の作成支援にあたってその測定結果を共有いただけないでしょうか？	IR推進局においてセミナー等でのアンケート結果やホームページの閲覧数は提供可能です。 本公募実施時点においてはアンケート項目（用紙）の提供は可能ですので必要な方には別途提供いたします。 必要な方は「アンケート項目情報提供願：〇〇会社」と件名に記載のうえ下記メールアドレスにて送付お願い致します。 メールアドレス：koho-OSAKAIR@gbox.pref.osaka.lg.jp
40	令和6年度以降の広報活動の実施について、再契約（随意契約）になる可能性はあるのでしょうか？	本事業は単年度事業となっており、今後の事業予定については令和5年度の事業実施状況も見たうえで決定していきますので未定です。
41	類似実績について、守秘義務の関係で具体的な社名やプロジェクト名が明かせない実績も審査対象としていただけますでしょうか？	仕様書「過去類似の実績」の提示にあたっては、戦略を立案したことが証明できるもの（原本証明した契約書等）を提示してください。提示されたものに基づき、類似の実績とするかどうかも含めて審査します。 なお、提案書類につきましては公募要領「4-（4）応募書類の返却」に記載のとおり応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。また本公募に関して公表するものは、公募要領「6-（3）審査結果」のイに記載の通りであり、本公募の選定委員には守秘義務を課しています。 ※【回答補足】 「過去類似の実績」の提示にあたっては「守秘義務の関係で具体的な社名やプロジェクト名が明かせない実績」如何にかかわらず、全ての実績について戦略を立案したことが証明できるものを提示してください。 証明については、必ずしも原本証明した契約書に縛られるものではなく、契約相手方において公開している契約情報等でも構いません。

NO	質問内容	回答
42	実施スケジュールを作成するにあたり、今事業に関わることで現状で決まっているトピックスがあればご教示ください。	認定後、開業までの予定については現在決定しているイベント等はありません。
43	広報戦略を作成するにあたり、長期的な今後の予定もご教示いただけますでしょうか。	
44	掲載モニタリングの範囲を教えてくださいませんか？ 成果物である「メディア誘致実績に係る報告書」では、③メディア誘致の結果、掲載に結びついたメディアのみを報告すればよろしいでしょうか？	「実施報告書」としては、掲載に至らなかったものも含めて、実施したコンタクト先と結果を報告してください。このうち掲載等に結びついたものについては、「メディア誘致実績にかかる報告書」として、仕様書「6 成果物の提出」に記載のとおり、掲載記事や放送動画等を取りまとめてください。
45	掲載費、モニタリング費の算出のために、前年度の掲載実績（TV、新聞、雑誌、Web媒体の掲載数等）を共有いただくことは可能でしょうか？	I R 推進局としてのメディア発信は、大阪府・大阪市の報道発表を通して行っております。 その他取材依頼に応じ、取材を受け報道されることもあります。その実績を整理しているものではありません。
46	著作権との関係上、掲載記事のデータ（PDFデータ等）提供ができないのですが、掲載リストのデータ提供と掲載記事の原紙（1部）を納品でもよろしかったでしょうか？	データ提供ができないやむを得ない事情がある場合、ご質問の形での納品でも問題ありません。
47	今後別途本公募参加表明等は必要なく、4/5㍻切での提案書類提出をもってのみ公募参加完了する理解でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	大阪 I R 広報企画運営業務に係る企画提案公募についてのHPの2. 応募の手続きに「応募様式10」という資料がございますが、この資料の提出について公募要領に記載がないようにお見受けいたします。こちらはどのタイミングでの提出になりますでしょうか？	契約締結時に提出していただくものとなります。